

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会会費規程

第1条 この規程は、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会会員規程第5条の規定により、会員の拠出する金額（以下「会費」という。）につき定めることを目的とする。

第2条 会費は、年額をもって定めるものとし、その算定基準は次の各号によるものとする。

一 正会員

ア 市町村社会福祉協議会たる会員の会費は、市にあっては基本額20,000円に、別表1で定める世帯区分に応じた基準世帯数に5円を乗じて得た金額を加えた額とし、町村にあっては基本額10,000円に、別表1で定める世帯区分に応じた基準世帯数に4円50銭を乗じて得た金額を加えた額とする。

この場合の市町村別世帯数は、当年1月1日現在県市町村課調べの数によるものとする。

イ 社会福祉事業を実施する社会福祉施設、及び社会福祉を目的とする事業を実施する者の会費は、基本額12,000円に加え、別表2に定める定員数に応じた負担額を乗じて得た額とする。

ウ 介護保険事業又は障害福祉サービス事業を実施する者の会費は、基本額12,000円に加え、別表2に定める定員数に応じた負担額を乗じて得た額とする。

エ 民生委員・児童委員、保護司の会費は500円とする。

オ 主に福祉に関する活動を行う者の会費は、法人団体18,000円、未法人団体12,000円、ボランティア（個人・グループとも）3,000円とする。

二 賛助会員の会費は、個人1口につき2,000円以上とし、企業その他法人は1人1口10,000円以上とする。

三 会費の算定額に端数が生じた場合、100円未満を切り捨てるものとする。

第3条 会員規程第3条において、複数の号に該当する社会福祉施設・事業者にあつては、前条における上位の基準を適用する。

第4条 会費は、毎年4月1日にこれを調定し、9月までに納入を受けるものとする。

2 年度途中に会員となる場合の会費は、入会時にこれを調定し、入会月の翌月末までに納入を受けるものとする。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前から会員となっている者の会費額は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までに限り、この規程の施行前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 11 月 17 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 29 年 1 月 1 日時点において、別表 1 に定める世帯区分の基準世帯数に満たない市町村社会福祉協議会は、その基準世帯数に達するまでの間又は下位の世帯区分に至るまでの間は平成 28 年度会費額を当年の会費額とする。